

「西京極総合運動公園北側区域（陸上競技場兼球技場・補助競技場・野球場））、京都市体育館、京都市市民スポーツ会館」及び「西京極総合運動公園プール施設（京都アクアリーナ）、西院公園」の非公募について

- ・西京極総合運動公園、西院公園、京都市体育館、京都市市民スポーツ会館においては、現在、PFI等の民間活力導入による新たな整備運営・活用を令和11年度目途に実施する検討を進めており、次期指定管理期間は本市が定める標準指定期間である4年間より短期間となる2年間の設定を予定している。
- ・指定管理期間が短期間の場合、中長期の事業計画が立てられないことで、積極的な投資や人材育成・確保が困難となり、市民サービスが低下する懸念があるが、施設の知識や運営のノウハウが蓄積された現行の指定管理者が継続して管理運営を担うことで、市民サービスの安定的な供給が確保できる。
- ・また、西京極総合運動公園では、令和9年5月に世界最大級の生涯スポーツの祭典であるワールドマスターズゲームズ2027関西(WMG)の複数の競技種目の開催会場として使用される予定である。
- ・この直前の令和9年4月に開催会場の指定管理者が変更された場合、国内外から約5万人の参加が見込まれる大規模な大会の開催・運営に支障が生じる可能性があることから、大会の準備段階から関わり、施設運営等を熟知している現行の指定管理者が対応することが求められる。
- ・以上のことから、「西京極総合運動公園北側区域（陸上競技場兼球技場・補助競技場・野球場））、京都市体育館、京都市市民スポーツ会館」及び「西京極総合運動公園プール施設（京都アクアリーナ）、西院公園」の指定管理区分については、非公募とし、現行の指定管理者である京都スポーツネットワーク及びアクアリーナ・西院スポーツネットワークを指定管理者候補とする。
- ・なお、応募に当たり、更なる市民サービスの向上の実現や社会経済情勢等を踏まえた、共同事業体の構成員の変更は認めることとするが、安定的な管理運営を確保するために、代表企業・団体の変更は認めない。